

令和4年度第1回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和4年4月7日(木) 午前10時～午前10時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 安藤保信

委員 江崎弘 坪井兼俊 小塚勝好

(2) 事務局

書記長 堀尾政美

書記 井上武 森川泰成 戸谷将基

4 議題

(1) 委員長の選出について

(2) 委員長職務代理者の選出について

5 会議資料

(1) 選挙管理委員会とは

(2) 豊山町選挙管理委員会規程

6 議事内容

書記： 皆様おはようございます。定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、ただ今より令和4年度第1回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。本日は、委員改選後、初めての委員会でございます。委員会の会議録につきましては、町ホームページにて公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、書記長であります総務部長からあいさつを申し上げます。

書記長： 改めまして皆様おはようございます。4月に総務部長を拝命しまして、選挙管理委員会の書記長を務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

皆様には、4月から新たに4年という任期で、町の選挙事務にご協力、ご尽力いただくことになります。重ねてお願い申し上げます。

今後の選挙執行の予定としましては、今年の7月に参議院議員選挙、年明けの2月に愛知県知事選挙がございます。その後4月には、統一地方選挙となっ

ておりまして、4月上旬に愛知県議会議員選挙、下旬に豊山町議会議員選挙が組まれております。

皆様には大変ご足労をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い申しあげまして、あいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

書 記： ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(各委員の紹介)

書 記： 次に、事務局の紹介をいたします。

(事務局の紹介)

書 記： それでは、議題に入ります前に、仮委員長の選出をさせていただきます。仮委員長につきましては、豊山町選挙管理委員会規程第5条により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うこととなっておりますので、年長者であります江崎委員にお願いしたいと思います。

仮委員長： それでは、改めましておはようございます。仮委員長のご指名を受けましたので、ただ今から、議題の審議に入りたいと思います。

まず始めに、委員長の選出を議題といたします。

委員長の選出は、互選あるいは推薦によることとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

仮委員長： それでは、どなたか推薦していただけないでしょうか。

委 員： 安藤委員にお願いしたらどうでしょうか。

仮委員長： ただ今、安藤委員をとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

仮委員長： ありがとうございます。

書 記： それでは、委員長就任にあたりまして、委員長からごあいさつをいただきます。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長： 委員長就任にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

令和4年3月24日第1回定例会において、豊山町選挙管理委員会委員として選出され、今後4年間委員としての重責を務めてまいりたいと思います。

また、ただ今は、皆様のご推薦によりまして、委員長の要職に就くことになりました。

皆様方のご協力の下、豊山町選挙管理委員会委員長として、選挙が適正に執行されるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。ごあいさついたします。

書 記： ありがとうございます。

では、今後の議事の取り回しを委員長お願いいたします。

委員長： 続きまして、委員長の職務代理者の選出を議題といたします。

職務代理者の選出については、豊山町選挙管理委員会規程第4条第1項の規定により、委員長において指名することになっていますので、私から、江崎委員を職務代理者に指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。引き続き、その他に入らせていただきます。

その他について、事務局から説明をお願いいたします。

書 記： それでは私から次第の「3 その他」の（1）選挙管理委員会の業務、（2）選挙人名簿定時登録に伴う委員会の開催日、（3）選挙執行予定について、ご説明させていただきます。

選挙管理委員会は、地方自治法により行政委員会として規定されています。

委員会を開催するには、委員4名のうち3名以上の出席が必要とされ、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによると地方自治法に規定されています。

選挙管理委員会委員については、同じく地方自治法の規定により地方公共団体の議会議員や長、国会議員等を兼ねることはできないとされています。

また、選挙管理委員会の委員には、地方自治法により守秘義務が課されるとともに、公職選挙法により選挙運動が固く禁じられています。

次に、選挙人名簿の定時登録に伴う選挙管理委員会の開催日について、ご説明させていただきます。

公職選挙法に基づき、選挙人名簿に登録する者を定めるための選挙管理委員会を、6月1日（水）、9月1日（木）、12月1日（木）、3月1日（水）に開催します。

開催日前には、事務局から委員の皆様へ、ハガキで開催日時や場所を通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

定時登録に伴う選挙管理委員会は、原則1日に行うこととなっておりますが、1日が土日や祝日の場合は、翌開庁日に開催することになりますので、よろしくお願いいたします。

また、やむを得ず、委員会を欠席される場合は、必ず事務局まで事前に連絡をお願いいたします。

次に選挙管理委員会の委員報酬について、ご説明させていただきます。

委員長の年報酬は60,000円、委員の年報酬は48,000円となっております。年度末の選挙管理委員会開催時にお支払いしています。

その他、委員の皆様には、選挙執行の都度、投票管理者として選挙事務に従事していただくことになりますので、別途、投票管理者の報酬をお支払いしています。

次に本年度の選挙の執行予定について、ご説明させていただきます。

今年の7月に参議院議員通常選挙を、来年の2月に愛知県知事選挙の執行を予定しています。また、来年の4月には、愛知県議会議員選挙と豊山町議会議員選挙の執行を予定しています。

選挙執行の際には、選挙人名簿の定時登録に伴う選挙管理委員会以外に、選挙管理委員会を開催する必要がありますので、その際にはご出席をお願いいたします。

最後に、本日、委員の皆様へ選挙管理委員会の委員バッジをお配りさせてい

ただきます。委員バッチは、選挙管理委員会の開催時や選挙執行時など、選挙管理委員として職務に従事していただく際に、着用していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明は終わります。

委員長： ただ今の事務局からの説明に、ご質問はありませんか。

委 員： 定例で開催する選挙管理委員会について、時間は決まっていますか。

書 記： 委員の皆様のご都合もありますので、事前にご連絡した上で時間を決定しています。

委員長： 基本的には午前10時から開催します。議会があると時間がずれる場合もあります。

委員長： 以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、令和4年度第1回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

令和4年4月7日

委員長	安 藤 保 信
委 員	江 崎 弘
委 員	坪 井 兼 俊
委 員	小 塚 勝 好